

会津若松市災害時要配慮者
支援プラン（全体計画）

平成30年 3月

会津若松市

<目次>

第1章 総論

1. 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.1
2. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・ P.1
3. 要配慮者及び避難行動要支援者・・・・・・・・ P.2
4. 避難支援等関係者となる人・・・・・・・・ P.3
5. 要配慮者の特性と支援のポイント・・・・・・・・ P.3

第2章 要配慮者の支援体制の整備

1. 要配慮者支援における自助・共助・公助・・・・・・・・ P.6
2. 要配慮者の実態把握・・・・・・・・・・・・・・・・ P.7
3. 支援体制づくり・・・・・・・・・・・・・・・・ P.7
4. 関係機関・団体等との連携した支援体制の構築・・・・・・・・ P.7

第3章 避難行動要支援者名簿

1. 避難行動要支援者名簿の整備・・・・・・・・ P.9
2. 避難行動要支援者の名簿情報の提供・・・・・・・・ P.10
3. 避難行動要支援者支援プラン・・・・・・・・ P.11

第4章 避難支援等の基本的な考え方

1. 避難支援の基本的な考え方・・・・・・・・ P.13
2. 避難支援等関係者の安全確保・・・・・・・・ P.13

第5章 災害発生時における支援等の実施

1. 避難に関する情報等の発令・・・・・・・・ P.14
2. 避難に関する情報等についての理解促進及び体制整備・・・・・・・・ P.15
3. 情報伝達の方法・・・・・・・・・・・・・・・・ P.15
4. 安否確認及び避難誘導・・・・・・・・ P.15
5. 要配慮者の避難状況等の把握・・・・・・・・ P.16
6. 名簿の情報提供に不同意であった人に対する支援・・・・・・・・ P.17

7. 避難生活の支援 P.17

第6章 災害時支援ネットワークの構築

1. 他自治体との相互応援協定 P.20

2. 民間事業者・団体との災害時応援協定 P.20

3. 福祉避難所の指定拡大 P.20

4. 連絡体制の整備、情報伝達訓練の実施 P.20

第1章 総論

1. 目的

大規模な災害発生時には、地域で暮らす高齢者、障がいのある人、外国人、妊産婦、乳幼児、病弱者等、特に配慮を要する人（以下「要配慮者」という。）は、災害情報の入手や自力での避難が困難な場合があることから、大きな被害を受けることが想定されます。

東日本大震災における要配慮者の死亡率が高かったことを教訓として、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号。以下「改正法」という。）が公布されたことにより、市町村は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に支援を要する人（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めること及び避難支援等を行うための基礎情報となる避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられました。

また、名簿情報の取扱いについては、個人情報保護への十分な配慮は求められつつも、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者の同意を得た上、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の関係者に対し、名簿情報を提供できることとなりました。なお、災害発生時には、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、本人の同意を得ることなく、避難支援等の実施に必要な限度で名簿情報の提供が可能となっています。

こうした背景を踏まえ、本市が地域や防災関係機関、福祉関係機関等と連携して、要配慮者に対する防災・避難体制の整備、支援策の充実を図ることを目的として本計画を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画の上位計画として会津若松市地域防災計画、関連計画として会津若松市地域福祉計画、会津若松市障がい者計画、会津若松市高齢者福祉計画・介護保険事業計画があります。

地域防災計画では、「自助、共助、公助の連携による災害被害の少ない会津若松市」を目標とし、災害予防計画において「災害時に備えた要配慮者の安全確保」が位置づけられています。

また、地域福祉計画では、3つの重点的な取組の一つとして「災害時避難行動要支援者

に対する日常的な見守り体制」が位置づけられており、障がい者計画及び高齢者福祉計画においても、要配慮者への災害対策の充実や災害時の避難支援が掲げられています。

本計画において定める、要配慮者に対する防災・避難体制の整備、支援策の充実にあたっては、各計画における災害時要配慮者支援に関する施策・事業、関係機関・地域での具体的な取組等と連携し、実現を図っていきます。

なお、本計画は、上位計画及び関連計画の修正・変更並びに制度の改正等、必要に応じて見直すこととします。

3. 要配慮者及び避難行動要支援者

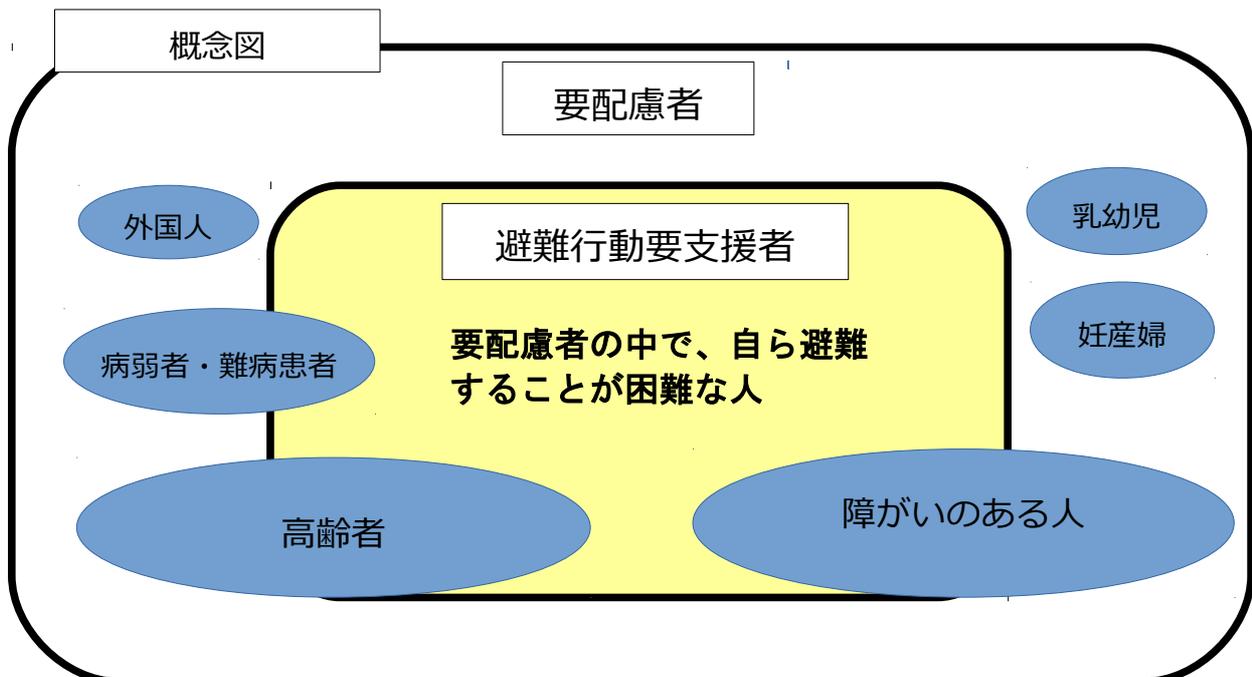
(1) 要配慮者

高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する人を指します。

(災害対策基本法第8条第2項第15号)

(2) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人を指します。(災害対策基本法第49条の10)



なお、地域防災計画では、避難行動要支援者名簿に掲載する人の範囲として、次のとおり定めています。

○ 避難行動要支援者名簿に掲載する人の範囲

次の①から⑦の要件に該当する人のうち、居宅で生活し、かつ災害時における避難行動が困難な人とします。

- ① 介護保険の要介護認定を受けた人
- ② 身体障害者手帳の交付を受けた人
- ③ 療育手帳の交付を受けた人
- ④ 精神障害者福祉手帳の交付を受けた人又は自立支援医療（精神通院医療）受給者証の交付を受けた人
- ⑤ 難病患者
- ⑥ 75歳以上の高齢者であって、一人暮らし又は高齢者のみの世帯
- ⑦ その他市長が支援の必要があると認めた人

4. 避難支援等関係者となる人

あらかじめ名簿情報を提供する避難支援等関係者は、地域防災計画で定めており、以下のとおりです。

消防署、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、町内会、消防団、自主防災組織、高齢者福祉相談員、地域包括支援センター、避難支援者として登録する人等。

なお、名簿情報は、ここに掲げているすべての団体等へ一律に提供するものではなく、支援の態様に応じ、必要な範囲で提供します。

5. 要配慮者の特性と支援のポイント

要配慮者の特性と支援のポイントは、概ね次のように大別できます。被災した際に必要とする支援は、それぞれの障がいの程度により異なり、要配慮者は、これらの支障を重複して被りやすく、被災したことにより、状態が悪化する場合も見られるなど、一般の人々と比べ、災害による影響が大きく、配慮が必要となります。

一方、必要な時に必要な支援を受けることができれば、自ら適切な対応行動をとることが可能であるため、迅速かつ確実な必要情報の伝達体制や要配慮者と地域（避難支援等関係者）との平素からの信頼関係が重要です。

○要配慮者の特性と支援のポイント

種 別	身体状況等の特性配慮事項	特徴的なニーズ
①視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況の視覚的認知が難しい。 ○ 敏速な行動が難しい場合がある。(慣れない場所で行動することが難しい。) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 音声による情報伝達及び状況説明が必要。 ○ 避難の誘導等援助が必要。
②聴覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 音声による情報確知が難しい。 ○ 発語が難しい場合がある。 ○ 外見で障がいがわかりにくい。 ○ 他の障がいを併せ持つ場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 手話・文字など視覚的情報伝達及び状況説明が必要。 ○ 重複障がい者の場合は、他のニーズにも留意。
③言語障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 言葉で人に知らせることが難しい。 ○ 外見で障がいがわかりにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 筆談や相手の話をじっくり聞くなどの対応が必要。
④肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自力歩行や素早い行動が困難な場合が多く、自力で避難することが難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車椅子やストレッチャー等の移動用具や専用トイレが必要。 ○ 避難所では、出入口やトイレに近い場所の確保など配慮が必要。
⑤内部障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合がある。 ○ 外見で障がいがわかりにくい。 ○ 常時医療機材、医薬品等が必要な場合が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関との連携体制、移送手段の確保が必要。 ○ 医療器材、医薬品の確保。 ○ 車椅子等の補助器具が必要。 ○ 治療器具等の電源の確保。
⑥知的障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険度や必要性など、状況理解がしにくい場合がある。 ○ 急激な環境の変化に順応しにくく、精神的動揺が見られる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 簡潔な言葉や文字、写真等わかりやすい伝達が必要。 ○ 日常の支援者の同伴等、精神的動揺に配慮した誘導が必要。
⑦発達障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 状況が理解しにくい場合がある。 ○ 環境の変化に順応しにくく、精神的動揺が激しい場合がある。 ○ 集団生活になじめない場合があり、物資の個別配給などの配慮も必要。 ○ 自分の状況を伝えることや他人とのコミュニケーションが困難な場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 肯定的な表現を用いながら、精神面に対する配慮が必要。 ○ 避難所では、個室や間仕切りの確保等が必要な場合がある。 ○ 正確な情報提供が必要。(予告が実現しなかった場合に、混乱することがある。)
⑧精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時に、精神的動揺が激しくなる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気持ちを落ち着かせることが必要。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 普段服用している薬の継続が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 援助者は、本人が普段服用している薬と量の把握が必要。
⑨難病・特定疾患患者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 肢体が不自由な場合や、外見からは障がいがあることが分からない場合がある。 ○ 慢性疾患患者が多く、日常的な医薬品等を保持しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 病態、症状に応じた避難誘導等の援助が必要。 ○ 人口呼吸器や人口透析など、医療的援助とともに機器の電源確保が必要。
⑩認知症者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認識ができず、混乱することがある。 ○ 最近の出来事、物の用途や動作（着替え等）を忘れることがある。 ○ 言葉が出てこなかったり、意味を理解できないことがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常的支援者の同伴等、精神的動揺に配慮した対応が必要。
⑪高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 迅速な移動や単独での移動が困難な場合がある。 ○ ①～⑩には該当しないが、それに準ずる心身の不自由を持つ可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 単身者の安否確認や状況把握が必要。 ○ 場合によって、避難時の介助等配慮が必要。
⑫妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> ○ 妊娠時期によって、迅速な移動が困難であったり、精神的に情緒不安定となる可能性がある。 ○ 災害時の環境変化やストレス等が出産に影響（流産、早産）する可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難時の介助が必要な場合がある。 ○ 避難所等における配慮（栄養、衛生面、心のケア等）が必要。 ○ 医療機関との連絡体制が必要。
⑬乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> ○ 常時、保護者等の支援が必要。 ○ アレルギー等食事面の配慮が必要。 ○ 夜泣き、夜尿症等を伴う場合がある。 ○ 被災により、保護者等が養育できない場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難時は、保護者を含めた子育てのケアが必要。 ○ 授乳場所やミルク、離乳食、おむつ等の確保が必要。 ○ 場合によって、児童福祉機関等との連携が必要。
⑭外国人	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本語の情報が十分理解できない場合がある。 ○ 異なる宗教・文化が、トラブルとなる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害避難情報等について、多言語やピクトグラム等での伝達や場合によっては通訳が必要。 ○ 宗教・文化の違いに配慮した避難所等での対応が必要。

<共通：要配慮者の状態に応じて、避難所内のスペースの確保が必要。>

第2章 要配慮者の支援体制の整備

1. 要配慮者支援における自助・共助・公助

大規模災害時は、行政機関による救援体制等（公助）が整うまでに時間を要することが想定されるため、何よりもまず、住民一人ひとりが普段から災害に備え、災害時における適切な判断と行動（自助）が重要です。併せて、要配慮者やその家族が日頃から近隣との交流を持つことも、災害時に支援を受けやすい環境を作るために大切です。

また、町内会や自主防災組織等は、平常時からの見守り・声かけ活動を行うなど、支えあいや助け合う地域づくりに努めると同時に、災害発生時には、地域住民の安否確認や避難誘導など（共助）が求められます。

こうした自助・共助の働きと、市などの行政機関による災害予防活動や支援活動、災害時の救援活動など、公助の働きが組み合わせられることで、地域全体の防災力向上につながります。

<要配慮者支援における自助・共助・公助の役割>

区分		平常時の備え	災害時の対応
自助	要配慮者及びその家族	○自分の身は自分で守ることを基本に、災害時の準備、心構えをする。（家具等転倒防止、避難場所の確認、食料備蓄等）	○周りの人と協力して避難する。 ○自分の状態を説明するなど、支援者との相互理解に努める。
共助	地域（町内会等）	○平常時から要配慮者との積極的な交流に努める。 ○隣近所の要配慮者を把握し、その理解に努める。	○可能な範囲で、要配慮者や傷病者等の避難を支援する。 （声かけ等安否確認、情報の伝達・共有、避難誘導等）
公助	市及び行政機関	○要配慮者名簿の整備 ○名簿情報をもとに、災害時に行動できる枠組を整備する。 ○地域の防災訓練、避難訓練等の実施を推進し、自助・共助の防災意識の醸成を図る。	○避難所開設・運営。必要に応じて福祉避難所も開設する。 ○消防機関、警察、自衛隊等による救助活動 ○物資の支援、情報の提供 ○医療機関、介護機関との連携

2. 要配慮者の実態把握

要配慮者の支援に際しては、市などの行政機関が地域と向き合い、積極的に関わりを持ちながら、地域住民の実態を客観的に把握する必要があります。これは災害時のみだけではなく、平常時における地域での支えあい、健康づくり、介護予防及び孤立化防止等に繋げるためにも重要です。

3. 支援体制づくり

災害時には、膨大な災害関係業務の発生が予想されることから、そのような状況においても要配慮者に対する情報伝達や安否確認、避難誘導、避難所生活における支援などが、適切に実施できるよう、市は災害対策本部の事務分掌に基づく関係部局等による支援体制を整備するとともに、防災関係機関並びに医療福祉機関等との連携を図ります。

また、支援体制づくりを円滑に進めるためには、地域住民の理解を得ることが不可欠であることから、市は、住民に対する普及・啓発活動に努めます。

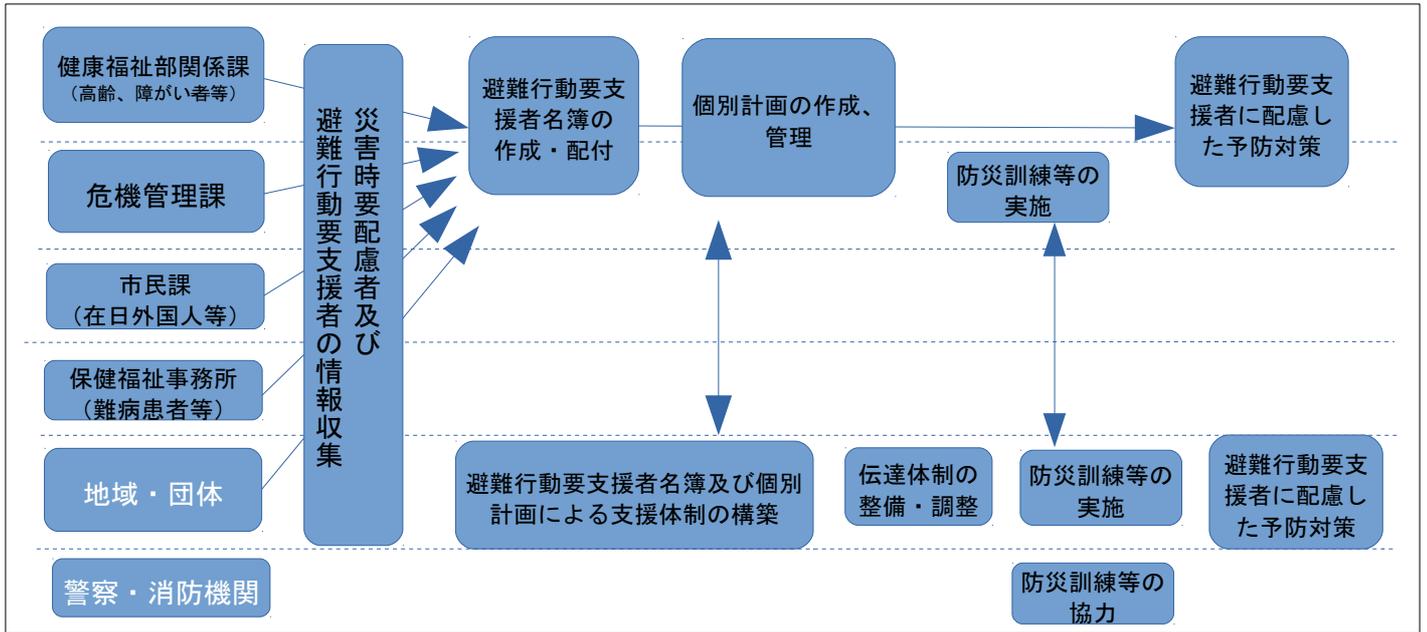
4. 関係機関・団体等との連携した支援体制の構築

災害発生時には、町内会や自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等の団体等に加え、社会福祉協議会、地域包括支援センター等の福祉関係者とも協力して要配慮者の支援にあたる必要があります。

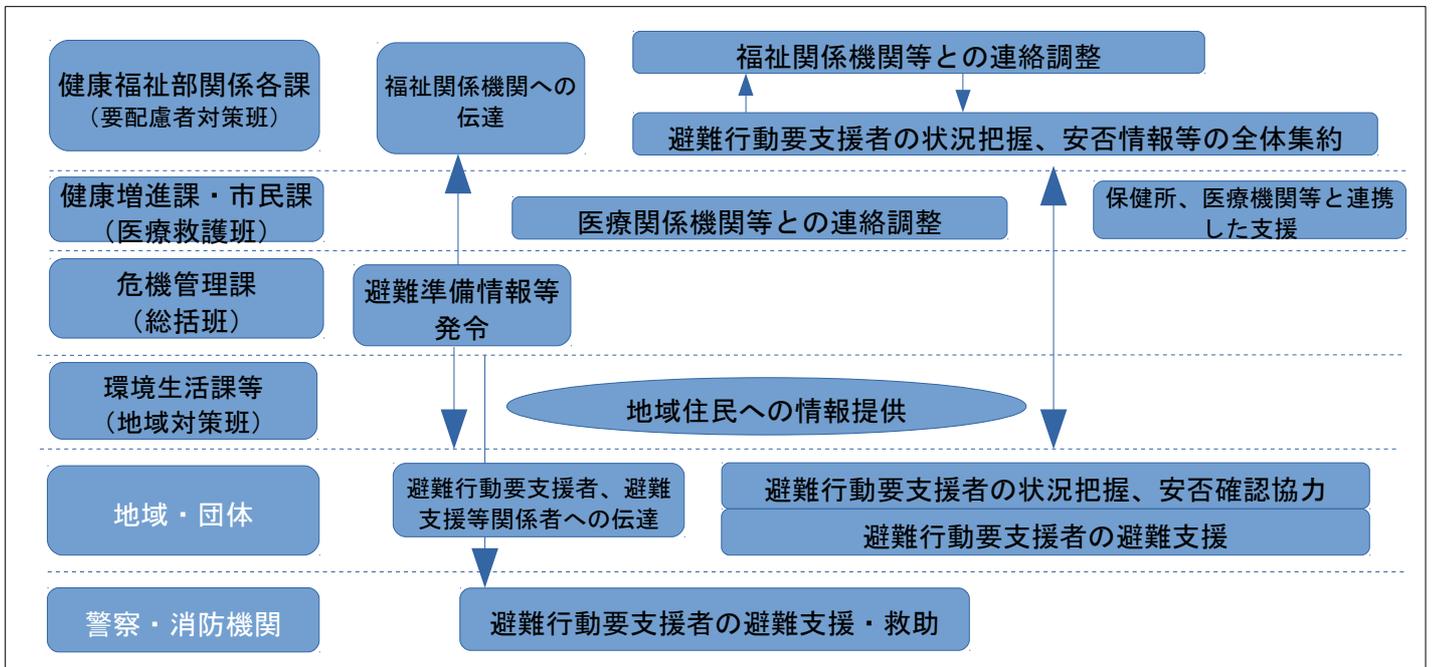
このため、市は、関係機関等との相互の連携を促進し、地域ぐるみの支援体制づくりを推進します。

<関係機関・団体等の役割分担>

● 平常時



● 災害時



第3章 避難行動要支援者名簿

1. 避難行動要支援者名簿の整備

(1) 名簿の作成及び共有

市は、要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、特に支援を要する人について、避難の支援、安否確認その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するため、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者と名簿情報を共有します。

(2) 名簿の作成方法

避難行動要支援者名簿は、市が保有する情報及び自ら避難行動要支援者名簿への掲載を求める支援希望者から収集した情報を取りまとめ、作成します。

(3) 名簿の記載事項

名簿の記載事項は、地域防災計画で定めており、以下のとおりです。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号その他の連絡先

カ 避難支援等を必要とする事由（障がいの区分など）

キ 町内会名

ク その他市長が必要と認める事項

(4) 名簿の更新

市は、避難行動要支援者名簿について、年1回の更新を行います。

なお、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を求める支援希望者の受付は随時対応しますが、避難行動要支援者名簿への反映は、直近の更新時となる旨留意が必要です。

(5) 名簿のバックアップ

災害の規模等によって、行政機能が著しく低下した場合であっても、避難行動要支援者名簿を活用することが可能となるよう、名簿のバックアップ体制の構築に努めます。

2. 避難行動要支援者の名簿情報の提供

市は、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報提供の同意が得られた人の名簿情報を、あらかじめ避難支援等関係者に提供します。

また、現に災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには「災害対策基本法第49条の12第3項」を根拠として、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者へ名簿情報を提供することができます。

(1) 名簿情報提供に係る意思の確認

避難行動要支援者名簿への掲載並びに避難支援等関係者に平常時から名簿情報を提供することについて、原則として、郵送により本人の同意を確認します。

なお、避難行動要支援者本人に判断能力が欠ける場合にあつては、親権者や法定代理人等からの同意を得るものとします。

また、同意については、変更の申し出がない限り、名簿更新時に自動継続します。

(2) 名簿情報の適正管理

名簿情報の提供を受けた支援等関係者は、次の事項を遵守し、名簿情報の適正管理に努めなければなりません。

① 名簿の提供

提供する名簿は、原則として、紙に印字された文書の形式としますが、消防署や警察署等支援機関には、セキュリティ対策を施した電子データも可とします。

また、名簿情報を更新する際、避難支援等関係者は、すでに受領している名簿情報と引き換えに新しい名簿情報の提供を受けるものとします。電子データの場合は支援等関係者の責任において旧データを消去するものとします。

なお、情報漏えいの防止措置として、個人情報保護に関する誓約書等の提出を支援等関係者に義務付けます。

② 個人情報の安全管理

名簿情報の提供を受けた人は、当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければなりません。

③ 利用及び提供の制限

名簿情報の提供を受けた人は、避難支援等の用に供する目的以外に、名簿情報を自ら利用し、又は当該避難支援等関係者以外に提供してはなりません。

④ 秘密保持義務

名簿情報の提供を受けた人は、避難支援等により知り得た個人の秘密を漏らし
てはなりません。名簿の提供を受けなくなった後も、また、同様とします。

⑤ 名簿の返却

避難支援等関係者は、市から名簿情報の提供を受ける必要がなくなったときに
は、市に対し、速やかに名簿情報を返却しなければなりません。

3. 避難行動要支援者支援プラン（個別計画：以下「個別計画」という）

（1）個別計画にかかる情報収集

避難行動要支援者に対して、名簿の情報提供にかかる同意とともに、個別計画に必
要な以下の情報を収集し、個別計画の基礎情報とします。

《記載事項》

① 第3章1.(3)の名簿の記載事項

② 緊急時の家族の連絡先

③ 家族構成・同居状況

④ 本人の状況

I 障がい種別、程度

II 要支援・配慮の必要な特記事項（歩行、視力、聴力等）

⑤ 近隣の支援者情報（氏名、要配慮者との関係、住所、電話番号・ファックス等）

⑥ かかりつけの医療機関

（2）個別計画の作成・配付

（1）により得られた情報をもとに個別計画を作成します。

作成した個別計画は、必要とする避難支援等関係者等に配付します。

また、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、関係ある避難支援等
関係者に対し、情報漏えい防止のために必要な措置を講じた上で、情報を提供します。

また、作成にあたって、次に掲げる人については、重点的かつ優先的に作成します。

①災害時危険箇所等に居住する人

②同居又は同一敷地内に家族がいない人

(3) 個別計画における避難支援等関係者

基本的には、避難行動要支援者本人からの情報提供による近隣の支援者（3の（2））を個別計画における避難支援等関係者とします。

選定にあたっては、避難行動要支援者と日常的にコミュニケーションを取ることが可能な近隣の住民が望ましいが、地域の実情に応じて柔軟に検討するものとし、必要に応じて、民生委員・児童委員、福祉関係の相談機関、町内会や自主防災組織等の協力を得ながら、避難行動要支援者一人ひとりに避難支援等関係者を定めます。

なお、選定された避難支援等関係者は、平常時の関係を通じて、避難行動要支援者との信頼関係の醸成に努めます。

(4) 個別計画の管理・更新等

関係のない人が個別計画を閲覧することがないように、個人情報保護の観点から適切な情報管理を行います。また、実態の変化に応じて情報を定期更新します。

第4章 避難支援等の基本的な考え方

1. 避難支援の基本的な考え方

避難行動要支援者は、災害発生時に必要な情報を素早く的確に把握して、自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとることが難しく、避難支援等が必要です。

本計画において、避難支援等関係者が避難行動要支援者に対して行う避難支援等は、情報伝達、安否確認及び避難誘導の3つの類型に分類されます。

(1) 情報伝達

災害情報の収集や把握に支援が必要な場合、災害及び避難に関する情報等の提供を行います。

(2) 安否確認

避難行動要支援者の安否が不明な場合、電話や戸別訪問により、避難行動要支援者の状況確認を行います。

(3) 避難誘導

自力での避難や家族の支援のみでの避難に困難が生じる場合、避難所等安全な場所までの移動を支援します。

特に、大規模な災害が発生した場合には、行政のみによる避難支援等は困難であるため、市は、共助の考え方を基本として、家族、近隣の人、町内会、自主防災組織及び福祉サービス提供者等の職員など、避難行動要支援者の身近にいる人が、まずは避難支援等にあたるよう、日頃から啓発を行い、地域による避難行動要支援者体制構築の取組を促します。

2. 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者の避難支援にあたっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を確保することが大前提です。

このため、市は、避難行動要支援者に対し、避難行動要支援者名簿に掲載されたとしても必ず支援等が受けられるものではないこと、避難支援等の実施について、避難支援等関係者に法的な責任や義務はないことについて、周知を図ります。

第5章 災害発生時における支援等の実施

1. 避難に関する情報等の発令

災害から住民等の生命や身体を保護するため、又は災害の拡大を防止するために特に必要と認められるとき、市は、「避難準備・高齢者等避難開始」や「避難勧告」、「避難指示（緊急）」を発表・発令します。

その内容等については、以下のとおりです。

	発表・発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・ 高齢者等避難開始	○要配慮者、特に避難行動に時間を要する人（避難行動要支援者）が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害が発生する可能性が高まった状況	○要配慮者、特に避難行動要支援者は、安全な避難場所等への避難行動を開始（支援者は支援行動を開始） ○上記以外の方は、家族等との連絡、非常時持出品の用意等避難準備を開始
避難勧告	○通常の避難行動ができる人が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○通常の避難行動ができる人は、安全な避難場所等への避難行動を開始
避難指示 （緊急）	○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○人的被害が発生した状況	○避難勧告等を発令後で、避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ○未だ避難していない対象住民は、ただちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

※水害等の災害は自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切であるとは限りません。このため、事態の切迫した状況等に応じて、「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所、より安全な建物等）への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」（屋内のより安全な場所への移動）を行うなど、あらかじめ柔軟な避難行動を想定し

ておく必要があります。

2. 避難に関する情報等についての理解促進及び体制整備

「避難準備・高齢者等避難開始」や「避難勧告」、「避難指示（緊急）」の違いについて、市は、十分な周知を行います。また、それらがどのような手段で伝達されるかについても、併せて周知を行います。

3. 情報伝達の方法

(1) 市による情報伝達

市は、次のような手段によって、住民等へ情報伝達を行います。なお、要配慮者への情報伝達は手話、点字、筆記及び外国語等による情報伝達を実施するため、ボランティアや地域住民等への協力を求める場合があります。

- ① 市の防災情報メール（あいべあ）や携帯電話各社の緊急速報メール（エリアメール）、市ホームページ等を利用した文字情報による情報伝達
- ② 広報車等による情報伝達
- ③ コミュニティFM放送（FMあいづ）

(2) 避難支援等関係者による情報伝達

避難支援等関係者は、避難行動要支援者の生命、身体又は財産の安全を守るため、避難行動要支援者名簿や予め作成した個別計画等を活用し、情報伝達を行います。

4. 安否確認及び避難誘導

避難支援等関係者は、個別計画等に基づき、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導を実施します。その際、避難行動要支援者名簿に記載がある人で平常時における名簿情報の提供に同意を得られていない避難行動要支援者や、個別計画が策定されていない避難行動要支援者、被災による負傷等が原因で自ら避難することが困難となる人、町内会等への未加入者等に対しても、可能な限り安否確認や避難誘導を行うよう努めます。

また、前述のとおり、避難支援等関係者は、本人又は家族等の生命及び身体の安全を最優先に、地域の実情や災害の状況等に応じ、可能な範囲で避難支援等を実施するものです。

■避難支援等関係者が避難誘導を実施する際の主な留意事項

- 避難経路は、できる限り危険な場所、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定します。
- 危険な場所には、表示、なわ張りをを行うほか、状況により誘導員を配置します。
- 状況により、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者等又は歩行困難者について車両等による運送を行います。
- 避難は、避難先や救援物資の配給等を考慮し、できる限り町内会単位で行います。
- 避難誘導を実施する人は、避難行動要支援者に対し、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、避難状況について、町内会、自主防災組織やその他団体を經由するかもしくは直接、避難所配備職員等に報告し、引継を行います。

※避難行動要支援者の避難状況について報告を受けた避難所配備職員は、災害対策本部事務局（市民部危機管理課）に報告を行います。

5. 要配慮者の避難状況等の把握

（1）要配慮者の安否確認及び避難状況等の把握

災害対策本部事務局は、報告を受けた避難行動要支援者の避難状況や避難所等において把握を行った要配慮者について、要配慮者対策班、医療救護班に報告します。

また、要配慮者対策班、医療救護班は、災害対策本部事務局からの情報のほか、民生委員・児童委員、住民、社会福祉協議会、ボランティア等の協力による安否確認情報の収集や介護サービス提供事業者、障害福祉サービス事業者、障がい者支援団体等の福祉関係者からの、利用者等の安否確認情報の提供等により、速やかな要配慮者の安否確認に努めるとともに、被災状況の把握に努めます。

このほか、要配慮者対策班は、保護者を失う等の要保護児童の早期発見、保護に努めます。

（2）ニーズの把握

要配慮者対策班、医療救護班は、災害対策本部事務局からの情報のほか、町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員、住民、社会福祉協議会、ボランティア等の協力を得ながら、要配慮者への的確な支援を実施するため、相互に協力し、迅速な要配慮者のニーズ把握に努めます。

6. 名簿の情報提供に不同意であった人に対する支援

災害発生時においては、名簿情報提供の同意・不同意（名簿の記載の有無）に関わらず、要配慮者として分け隔てのない支援を行います。

その場合、避難支援等関係者は、支援の現場において個別の状況・状態に応じたニーズを把握し、適切なケアを図るとともに、関係者間の情報共有により、継続的に避難生活時の支援が実施できるような体制構築に努めます。

7. 避難生活の支援

避難生活は被災者に大きな負担がかかることが想定され、特に要配慮者は、生活環境の変化に対する適応力が十分でないことから、過ごしやすい環境（福祉避難室、福祉避難所等）の提供や物資の支給を優先的に行うなどの配慮が必要となります。

また、自宅が倒壊していないなど、避難所に避難する必要がなく、自宅生活を送るケースでも、ライフラインの途絶等により飲料水や食料等の支給が必要となる場合や要配慮者の健康状態等によっては緊急入所、緊急入院等の対応も必要となります。

このようなケースに対応するため、要配慮者の避難状況やニーズを的確に把握した上で、自助・共助・公助が相互に連携し、要配慮者の避難生活支援を行う必要があります。

なお、市のみで対応が困難な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施します。

（1）避難所における要配慮者への配慮

避難所を開設した場合、町内会、自主防災組織やボランティア等の協力を得て、要配慮者の避難状況を把握するとともに、これらの人の健康状態や特性、ニーズ等の把握を行います。そして、把握した要配慮者の状況等をもとに、可能な限り優先的に避難スペースを確保するとともに、要配慮者に配慮した運営に努めます。

なお、情報提供にあっては、聞き逃しを防止するため、文字による情報提供に努め、内容が把握しやすい平易な言葉や字を使う等の配慮をします。また、視覚障害者への対応として、音声による情報提供も併せて実施します。

■ 避難所における要配慮者に対する支援の例

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 要配慮者用スペースの確保・提供○ 災害対策本部への迅速かつ具体的な支援要請○ 避難所内における要配慮者支援への理解促進 | <ul style="list-style-type: none">○ 要配慮者用相談窓口の設置 |
|---|--|

(2) 福祉避難所の開設

要配慮者対策班は、把握した要配慮者の状況に応じて、医療救護班と連携し、福祉施設や医療機関等への緊急入所や一時入所、入院について要請を行うほか、緊急入所や一時入所、入院ができない又はそれに至らない程度の要配慮者の避難所として、必要に応じて災害対策本部の決定を受けて、福祉避難所を開設します。

(3) 関係機関への報告

要配慮者対策班は、福祉避難所開設後、ただちに福祉避難所の開設状況を災害対策本部事務局に報告し、災害対策本部事務局は、福島県災害対策本部に報告します。

また、災害対策本部事務局及び要配慮者対策班は、福祉避難所開設後、関係機関及び指定避難所等に福祉避難所を開設した旨を周知します。

(4) 避難所等から福祉避難所への移送

福祉避難所を開設した場合、対象となる要配慮者は避難所等から福祉避難所まで移動することになりますが、要配慮者自ら（家族等を含む。）で移動することが困難な場合、災害対策本部事務局又は要配慮者対策班は、避難所等から福祉避難所までの移送について、災害時における避難輸送協力に関する協定を締結している旅客自動車運送事業者等に対し、通行可能な道路を示したうえで要請を行います。

なお、福祉避難所設置運営に関する協定を締結している社会福祉施設等を福祉避難所として開設する場合、対象となる要配慮者について福祉避難所への移送の協力要請を行います。

また、避難所を通じ、個々の要配慮者の移動手段の有無等を把握し、必要に応じて、地域住民等に対し、要配慮者の福祉避難所までの移動・移送に係る支援について、協力を要請します。

(5) 緊急入所等

要配慮者対策班、医療救護班は、相互に連携し、避難所からの情報や民生委員・児童委員、住民、社会福祉協議会、ボランティア等の協力を得るほか、避難所及び地域への巡回活動の実施により、在宅での生活の継続が困難な要配慮者や、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な人等の把握に努め、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等に対応します。

(6) 被災した要配慮者の生活の確保

① 災害応急住宅への優先入所及び災害応急住宅のバリアフリー化

災害が長期化し、応急住宅を建設する場合には、応急仮設住宅の設置にあたって

は、手すりやスロープ等の設置、浴槽を利用する際の段差への配慮、災害応急住宅周辺の簡易舗装を実施する等、要配慮者への配慮に努めます。

② 要配慮者を対象とした相談等の実施

要配慮者対策班は、関係機関等と協力し、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所等において保健師や看護師、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等専門家による相談等の事業を行います。

<例>

a 要介護認定者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施

b 被災児童及びその保護者への心のケア対策等の相談事業の実施

③ 在宅福祉サービスの継続的提供

要配慮者対策班は、被災した要配慮者に対し、避難所や居宅、応急仮設住宅等において、装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパー派遣等福祉サービスの継続的な提供をはじめ、柔軟なサービス提供ができるよう事業者等に対し要請を行います。

また、デイサービスセンター等の社会福祉施設の事業者等は、早期再開に努め、高齢者や障がい者等に対する福祉サービスの継続的な提供に努めます。

④ 情報提供

要配慮者対策班は、関係団体やボランティア等の協力を得て、要配慮者に対する避難所及び居宅、応急仮設住宅等における福祉サービスに係る情報提供を行います。

(7) 外国人に対する対応

要配慮者対策班は、避難所等からの要請に基づき、語学ボランティアが必要な場合に、国際交流協会等へ協力を要請し、避難所等へのボランティアの派遣を行います。

また、必要に応じて、外国人等相談窓口を設置し、相談対応を行います。

なお、語学ボランティアの派遣対応を行った場合は、事後速やかに災害対策本部事務局にその旨を報告するものとします。

(8) 被災による要保護児童対策

要配慮者対策班は、避難所等において、避難者や町内会、自主防災組織等の協力を得て、被災による孤児、遺児等の要保護児童の把握調査を実施します。

保護を必要とする児童を発見した場合には、児童相談所に通報し、親族による受け入れの可能性を探るとともに、養護施設等への受け入れや里親への委託等の保護措置を講じます。

第6章 災害時支援ネットワークの構築

大規模災害発生時は、市や関係機関だけで災害対策を実施することは困難であり、民間事業所や他の自治体などと連携した災害対策ネットワークを構築する必要があるため、平時から災害時応援協定の締結等の取組を推進します。

1. 他自治体との相互応援協定

友好都市をはじめ、姉妹都市、親善交流都市など、同時に被災する可能性が少ない県外の自治体は、職員の派遣や物資支援、避難者の受け入れ先などの点で有効であることから、相互応援協定締結を推進します。

また、災害応急対策（広域避難対策、役場機能の低下等）を実施するため、あらかじめ隣接市町村、広域市町村圏、地方振興局等を単位とした応援協定の締結を促進します。

2. 民間事業者・団体との災害時応援協定

災害発生時に、支援物資の供給や各種応急対策サービスが緊急に必要となる場合に備えるため、食料・生活必需品、燃料等の提供、物流、物資配送、役務の供給、ライフラインの復旧、情報連絡、さらには、地域における事業所施設の一時的な提供など、事業所が業務や地域との関わりの中で対応可能な内容について、民間事業者・団体等との協定の締結を推進します。

3. 福祉避難所の指定拡大

特に社会福祉施設および社会福祉関係機関との連携は、要配慮者の支援において重要であり、災害時の福祉機能の充実が求められています。

市は、民間の社会福祉施設等に対して福祉避難所の指定拡大に積極的に取り組み、災害時の受入体制の充実を推進します。

また、福祉避難所の意義や機能について、市民へ周知することにより、災害が発生した際に、支援が必要とされる方が円滑に支援を受けられるよう努めます。

4. 連絡体制の整備、情報伝達訓練の実施

災害発生時に協定締結先との連絡調整を確実に行えるよう、毎年協定締結先の担当部署への連絡手段や人的体制についての確認を行います。

また、市総合防災訓練等様々な機会を捉えて、複数の通信手段による情報伝達訓練や災害時の協定の役割に応じた訓練等を実施します。

会津若松市災害時要配慮者支援プラン（全体計画）

会津若松市市民部危機管理課 発行

電話 0242(39)1227（直通）

電子メール bosaianzen@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp